

中国国民訪日個人観光旅行（沖縄数次査証）取扱マニュアル

1. 取扱旅行会社

沖縄数次査証による1回目の中華人民共和国国民訪日個人観光旅行（以下「訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）」という。）を取り扱おうとする旅行会社は、観光庁から「中国国民訪日団体観光旅行取扱マニュアル」に基づく訪日団体観光旅行取扱旅行会社又は「中国国民訪日個人観光旅行取扱マニュアル」に基づく訪日個人観光旅行取扱旅行会社（以下「日本側旅行会社」という。）としての指定を受けていなければならない。

2. 旅行取扱契約書

日本側旅行会社は、訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）を取り扱う場合は、在中国日本国大使館又は総領事館（以下「査証取扱公館」という。）が指定する中国側訪日個人観光旅行取扱会社（以下「中国側旅行会社」という。）との間で「中国国民訪日個人観光旅行取扱マニュアル」2. に規定する訪日個人観光旅行取扱契約書を締結していなければならない。

3. 招へい保証書

日本側旅行会社は、中国側旅行会社が行う訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）のための査証代理申請に必要となる招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類、申請者の旅券の写し、申請者が沖縄県を訪問することを確認できる書類（航空券予約票又は乗船券予約票）の写し、家族関係を確認できる書類（戸口簿または親族関係公証書）の写し等の必要な文書を事前に取得するものとする。

（注）査証取扱公館における査証申請にあたっては、「滞在予定表」は日本側旅行会社が記載内容を確認した上で押印し中国側旅行会社に送付したものの写しも可とされており、この場合、中国側旅行会社の押印も必要となる。「招へい保証書」の写しは不可とされている。

4. 滞在期間

訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）の日本滞在期間は、到着日を含めず、90日以内とする。

5. 日本側旅行会社の責務

(1) 日本側旅行会社は、旅行者の日本滞在中の宿泊施設等の手配を行うとともに、宿泊施設に旅行者の到着状況を確認するなど、日程の管理を行うものとする。

(2) 日本側旅行会社は、旅行者が沖縄県を訪問した事実（沖縄県に1泊以上宿泊した事実をいう。ただし、旅客船に宿泊した場合は、沖縄県内宿泊施設での宿泊を要しない。）を宿泊施設又は旅客船の運航会社に確認し、9. に規定する帰国報告書において確認状況を報告するものとする。

(3) 日本側旅行会社は、旅行者の帰国を確認し、9. に規定する帰国報告書を提出するための担当者を帰国日の空海港に配置するものとする。

(4) 日本側旅行会社は、旅行者の旅券の写し及び旅行日程表を9. に規定する帰国報告書を提出するまで適切に保存するものとする。

6. 不適切事案の発生の防止等

(1) 日本側旅行会社及び中国側旅行会社は、「中国国民訪日個人観光旅行取扱マニュアル」6. に規定する不適切事案の発生の防止及び発生時の対応マニュアルに則り、不適切事案の発生防止に努めるものとする。

(2) 日本側旅行会社は、旅行者が出国時の航空便又は旅客船に予定どおり搭乗又は乗船しなかった場合（事故、疾病その他やむを得ない事情があることが確認できている場合を除く。）には、当該旅行者が失そうしたものとみなし、対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処するものとする。

7. 事故等発生報告書

(1) 日本側旅行会社は、旅行者が事故、疾病、失そうその他の事由により出国時の航空便又は旅客船に予定どおり搭乗又は乗船しないこととなったときは、様式1による事故等発生報告書を速やかに報告先に提出するものとする。

(2) 日本側旅行会社は、失そう時の事故等発生報告書については、(1)の規定にかかわらず、失そうが明らかになった日（失そうした日が明確でないときは帰国予定日）の翌日までに提出するものとする（なお、失そうが明らかになった日（失そうした日が明確でないときは帰国予定日）の翌日が休日（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）をいう。）である場合は、その休日（休日が連続する場合には、その最後の日）の翌日までとする。）。

8. 沖縄訪問を確認できなかった場合の報告書

(1) 日本側旅行会社は、旅行者が沖縄県を訪問した事実を確認できなかったときは、様式2による沖縄訪問を確認できなかった場合の報告書を報告先に提出するものとする。

(2) (1)の報告書は、旅行者の沖縄訪問予定日（管轄公館に提出された滞在予定表に記載されている沖縄訪問予定日（旅行者の日本滞在中に日程の変更があった場合は、変更後の沖縄訪問予定日）をいう。）の翌日までに提出するものとする（なお、当該予定日の翌日が休日（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）をいう。）である場合は、その休日（休日が連続する場合には、その最後の日）の翌日までとする。）。

9. 帰国報告

(1)日本側旅行会社は、旅行者が帰国したときは、帰国便運航会社が捺印する様式3の帰国報告書を、旅行取扱い月（日本到着日基準）ごとにまとめて、様式4の総括表を添付の上、旅行取扱い翌月末までに観光庁に郵送で提出するものとする。

(2)日本側旅行会社は、旅行者の日本滞在中に日程の変更があった場合は、帰国報告書に変更内容及びその理由を記載し、報告するものとする。

10. ペナルティ制度

観光庁は、訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、身元保証を行った旅行者に失そうが発生した場合には、日本側旅行会社に対して、別表のペナルティ制度に基づき、訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）の取扱停止及び訪日個人観光旅行の指定取消しを含め厳正に対処することができる。